

第6次三股町総合計画  
前期基本計画(素案)

基本計画 3

# 目 次

<b>3. やさしさとぬくもりにあふれ、みんなが支え合う生涯健康・福祉のまちづくり</b> .....	3
3-1 地域福祉の充実 .....	3
3-2 子育て支援の充実.....	5
3-3 高齢者福祉の充実.....	8
3-4 障がい者福祉の充実.....	11
3-5 生活困窮者福祉の充実.....	13
3-6 ひとり親家庭等福祉の充実 .....	14
3-7 健康づくりの推進と地域医療体制の充実 .....	15
3-8 社会保障制度の適切な運営 .....	20

## 3. やさしさとぬくもりにあふれ、みんなが支え合う生涯健康・福祉のまちづくり

### 3-1 地域福祉の充実

#### ■ 現況と課題

これまでの福祉施策では、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、地域の課題の中には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的サービスの対象とならない生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらず、単一の支援制度では対応することが難しいケースが増加しています。

こうした課題に対応するため、令和元年度から「地域共生社会の実現」に向けて、住民の意識を地域活動につなげていくための施策を積極的に展開し、その基盤づくりを進めています。より「身近な圏域」で、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決することができるような環境の整備と、より「身近な圏域」で地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に、行政と地域が一体となり取り組んでいます。

このように地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくサイクルが生まれています。

行政や社会福祉協議会などの関係機関が連携して、地域福祉の基盤を整備し、全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいつくりに参加し、助け合えるような住みよいまちづくり支援策を講じていきます。

#### ■ 施策の視点

住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合うことで、やさしさとぬくもりを感じられる地域社会をつくります。

#### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ①地域福祉を支える人づくり

町民に対して、様々な機会を捉えて地域福祉に関する情報提供を行うことにより、町民一人ひとりの地域福祉の担い手としての意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動に参画しやすい環境づくりを推進します。

また、地域課題を発見し、地域での共有・活動を支える地域福祉のリーダーを担う人材やボランティア等の育成、活動支援に努めます。

### ②地域福祉サービスの体制づくり

役場内の相談窓口、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者基幹相談支援センター等が相互に連携し、地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくりを推進します。

また、関係機関等との連携により、地域福祉課題の早期把握を行うとともに、支援につながりにくく社会的孤立に陥る可能性のある人に対して、制度や組織の枠組みを越えた分野横断的な相談支援体制を構築し、問題解決に向けた支援に取り組みます。

### ③安心・安全に暮らせる地域づくり

関係団体等と連携しながら、ひとり暮らし高齢者や障がい者を把握するなど、地域における見守り活動を推進し、避難行動要支援者への支援体制の強化を図ります。

また、支援を必要とする人たちを早期に発見し、適切なサービス提供につなげるため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

さらに、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に応じた支援が受けられるよう、本人の支援ニーズに寄り添った支援体制を構築し、多様なニーズに対応します。

## ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①地域福祉を支える人づくり	地域福祉に関する情報提供	○	○
	地域福祉のリーダー等の育成	○	○
②地域福祉サービスの体制づくり	包括的支援体制の構築	○	○
	分野横断的な相談支援体制の構築	○	○
③安心・安全に暮らせる地域づくり	災害時要支援者対策の推進	○	○
	地域見守り活動の推進	○	○

## 3-2 子育て支援の充実

### ■ 現況と課題

子どもは社会の宝であり、子育てに対する支援は社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。子どもの最善の利益のために、子どもの視点に立った施策を総合的に推進します。

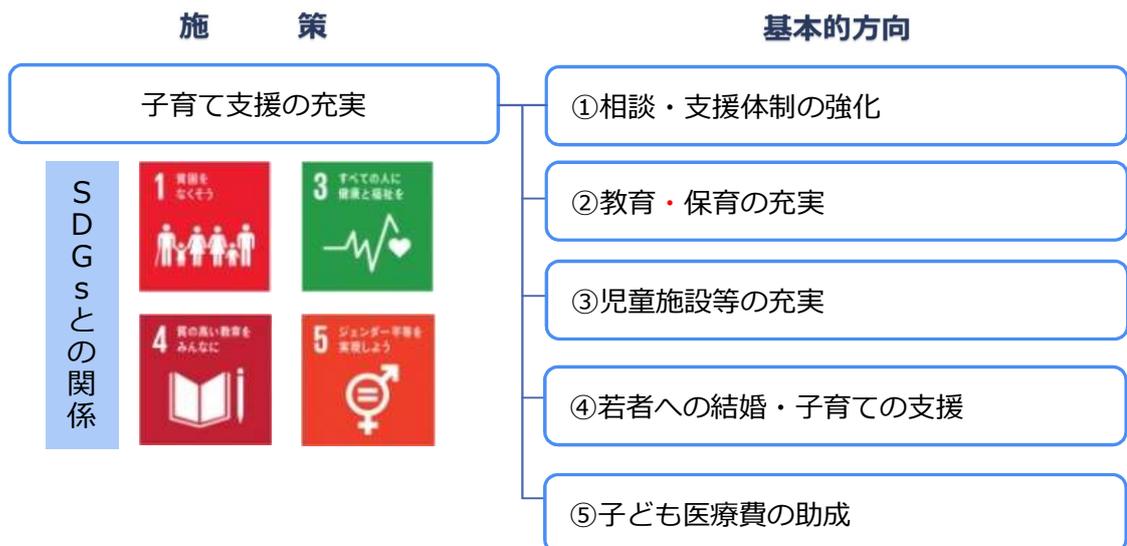
妊娠期を端緒として、安心して生み育てられる環境を整えるために、切れ目のない相談・支援体制の構築が望まれています。女性の就業率向上や就労形態の多様化に伴い、仕事と子育ての両立を支えるため、未就学児への保育に加え小学生への放課後支援策にも一層の充実と受け皿の確保が求められます。加えて、保育に携わる人材の安定的な確保による適切な利用定員の供給、あわせて保護者ニーズに応える質の向上を図るべく、体制基盤の強化を進めます。

また、子どもが不当な扱いを受けることなく、必要な支援を受けることができるよう、社会は子どもの視点に立ち、育ちの環境の差に左右されることなく、誰もが可能性に満ちた将来を望める環境づくりを進める必要があります。子どもが「生きるよろこび」を胸に育ち、社会全体が「子育ての楽しさ」で応えることで、希望に満ちた豊かな次代につながる支援策を講じて行きます。

### ■ 施策の視点

“あたたかく活力があふれ、「生きるよろこび」と「子育ての楽しさ」を実感できるまち”を目指します。

### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ① 相談・支援体制の強化

子育てに対する不安や負担を感じている人が増えている中、子ども等への総合的な相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関・団体等の連携をより強化し、支援や保護を必要とする児童や家庭の早期発見と課題の早期解決に努め、児童虐待の防止につないでいきます。

また、子どもの存在は社会の財産であるように、子育ての不安や負担の軽減にも広く社会の関わりが望まれることから、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを基軸に、支援に関わる個人や団体に加えて地縁団体など、世代を問わず、地域全体が関わりやすい環境づくりや子ども・子育てを支援するネットワークづくりに努めます。

### ② 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、誰もが必要な時に安心して利用できる保育サービスの充実に努めます。

また、未就学児・小学生の保護者の生活実態や意向を十分踏まえ、利用促進につながる情報の積極的な提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるサービスの提供体制を整備します。

### ③ 児童施設等の充実

児童館や児童遊園、児童プールについては、老朽化対策と効率的な運営を目指し、改築も含めた計画的な施設の整備・見直しを図ります。

また、教育・保育施設については、老朽度や安全な保育環境等も勘案し、計画的な増改築を進めます。放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、民間活用と施設整備を推進していきます。

### ④ 若者への結婚・子育ての支援

男女の出会いのきっかけづくりや、結婚や子育て関連の情報に若者がより触れやすい情報提供体制の構築・拡充に努めます。合わせて、子育て世帯の交流促進などにも取り組みます。

### ⑤ 子ども医療費の助成

医療費助成により子育てに対する不安感や負担感を安心感に転換することを目的として、中学卒業までの現物給付化と調剤無償化、また外来自己負担額の大幅な軽減を図ってきたことから、助成内容の維持に努めます。

## ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①相談・支援体制の強化	相談窓口の体制強化	○	○
	関係団体との連携強化	○	○
	子育て支援のネットワークの推進	○	○
②教育・保育の充実	教育・保育サービスの充実	○	○
	積極的な情報提供	○	○
	サービスの提供体制の整備	○	○
③児童施設等の充実	計画的な施設整備・見直し	○	○
	放課後児童クラブの民間活用と施設整備の推進	○	○
④若者への結婚・子育ての支援	若者への結婚・子育ての支援	○	○
	子育て世帯の交流促進	○	○
⑤子ども医療費の助成	乳幼児及び小・中学生の医療費助成	○	○

### 3-3 高齢者福祉の充実

#### ■ 現況と課題

本町は県内でも全人口に占める65歳以上の高齢者数が県内でも一番低く高齢化率は27%となっており、生産年齢人口が多く、高齢者の少ない町となっています。しかし、本町においても年々高齢化率は上昇しており、今後も高齢者数が増加することが予想されます。そこで介護予防へ取組を強化し、要介護認定率を抑え介護保険料の上昇を抑制する取組を行っています。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に自分らしく生活していくために、社会参加の場への支援や、居場所づくりとしてサロンやボランティア等への参加など、生きがいづくりについての支援を今後も行っていきます。

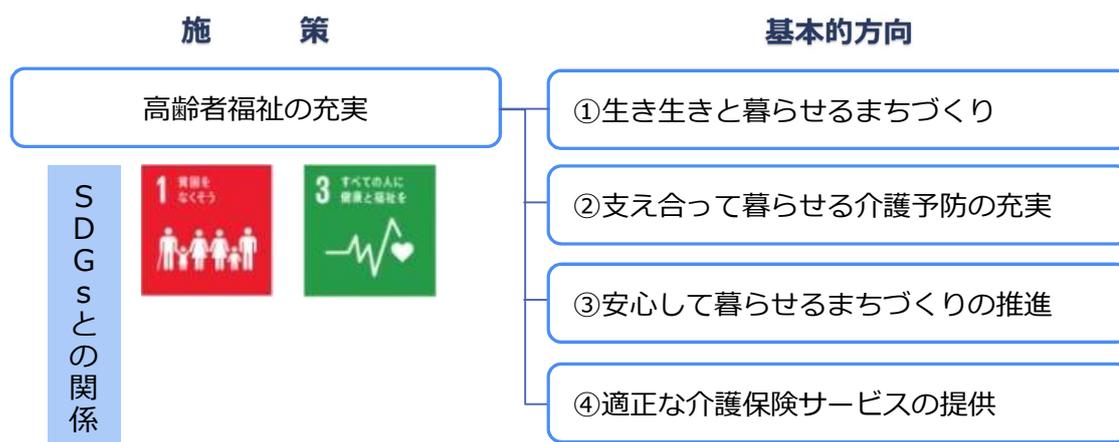
また、軽度生活援助事業や特定高齢者住宅改修、福祉用具給付など介護認定を申請せずに利用できる制度の強化推進、理学療法士による体操教室や専門家による健康指導、生活習慣病の改善を今後も継続して実行するとともに、認知症対策、医療と介護の連携強化、給付費用適正化、介護サービスの充実に取り組んでいきます。

団塊の世代が75歳となる2025年問題や団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年問題など、高齢者人口はこれからもますます増加することが予想されますが、介護事業所や施設では介護職員の人材不足が深刻な問題となっており、職場環境の改善や介護報酬の引き上げが喫緊の課題となっています。

#### ■ 施策の視点

いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

#### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ① 生き生きと暮らせるまちづくり

高齢者が生涯現役として役割や生きがいを持ち地域の支え手となっていくため、シルバー人材センターや高齢者クラブ、サロン活動やボランティア活動などの「居場所づくり」、「出番づくり」などへの支援を継続して行っています。

また、気軽に通いの場に参加できるよう介護予防を目的とした住民主体の通いの場への支援を行い、積極的な社会参加の推進を行います。

### ② 支え合って暮らせる介護予防の充実

生活習慣病等の早期改善に向けた指導、介護予防教室等の実施、自立支援型地域ケア会議における、自立に向けたケアマネジメントの支援等を行うことで、介護予防・重症化防止及び自立支援を推進します。

認知症ケアでは、認知症の人やその家族に寄り添いながら支援する伴走型の支援体制を構築するとともに、認知症サポーターやボランティアの研修会を開催し、支え手の対応力の向上を図ります。

また、自己判断能力が十分でない高齢者の支援を行う中核機関を設置するなど、成年後見制度の普及啓発と利用推進に向けた体制を整備します。

### ③ 安心して暮らせるまちづくりの推進

要介護状態となっても、住み慣れた地域で最期まで生活が継続できるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムを整備します。

また、災害時に高齢者の一人住まい等の要援護者を把握し、支援を行います。

### ④ 適正な介護保険サービスの提供

要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した介護サービスの充実に努めるとともに、指定介護サービス事業所の実地指導及び集団指導、ケアプラン点検等の介護給付費適正化事業を実施し、健全な事業運営の確保、不適切な給付の防止を行います。

また、近年深刻になっている介護職員の人材不足、高年齢化問題について、介護サービス事業者と協働して取り組んでいきます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①生き生きと暮らせるまちづくり	高齢者の社会参加の促進	○	○
	ボランティア活動の促進	○	○
	サロン事業の活用	○	○
②支え合って暮らせる介護予防の充実	介護予防事業の推進	○	○
	介護予防の意識啓発	○	○
	地域ケア会議の充実	○	○
	成年後見制度の普及啓発及び利用支援	○	○
③安心して暮らせるまちづくりの推進	地域包括ケアシステムの推進	○	○
	要介護者情報の把握	○	○
④適正な介護保険サービスの提供	介護給付適正化の推進	○	○
	介護サービスの安定的な供給	○	○

### 3-4 障がい者福祉の充実

#### ■ 現況と課題

障がい者福祉施策については、障がい者が、障がいのあるなしによって、分け隔てられることなく地域で暮らし、社会の一員としてあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して生活できるよう制度改正が進められています。

本町の身体障害者手帳の所持者は減少傾向ですが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化し、障がい者福祉サービスの必要性が高まっています。

平成 28 年には、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障がい者の早期発見と支援の促進を図ることを目的に、発達障害者支援法が改正されました。今後、関係機関との更なる連携が求められています。

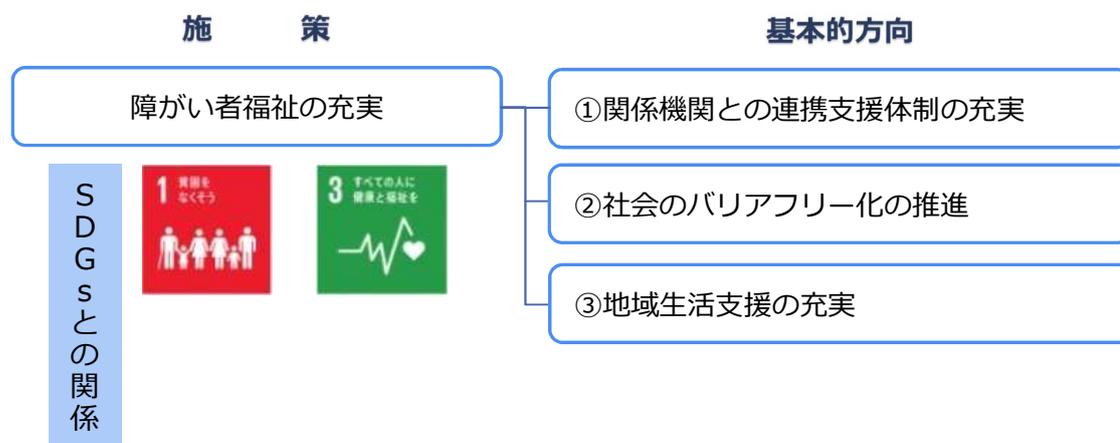
障がい者が、地域社会の中で充実した生活を送るためには、ノーマライゼーションの理念のもと、地域住民の一人として、それぞれが得意な分野を活かして社会参加し、身近なところで必要なサービスを受けながら、安心して暮らせる地域づくりが求められています。同時に、その取組に対する住民の理解や認識も求められています。

ハード面では、公共施設のバリアフリー化や障がいの状況に配慮した住環境の改善などを支援するとともに、相談に応じて必要な情報の提供や助言を行う支援体制の強化を図ります。

#### ■ 施策の視点

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活ができるまちづくりを目指します。

#### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ① 関係機関との連携支援体制の充実

障がい者を未然に防止するために、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおける疾病の早期発見に努め、適切な治療を行うなど、きめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを進めます。

また、障がいのある子どもが、将来、自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制を整備します。

### ② 社会のバリアフリー化の推進

障がい者が住み慣れた地域で安全かつ快適に暮らせるよう、公共施設や住居などの生活環境の整備を推進するとともに、防災・防犯対策の推進、円滑な情報提供体制の充実を促進します。

また、町民が障がいや障がい者に対する正しい理解や認識、関心を深めるよう、広報・啓発活動を推進します。

### ③ 地域生活支援の充実

障がい者の誰もが地域で安心して生活できるよう、障がい者の自己決定の尊重と意思決定を支援するとともに、一人ひとりのニーズに応じた相談支援体制を整備し、日常生活を支えるための各種サービスの充実や人材の育成確保を促進します。

また、障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じながら地域で自立して暮らすことができるよう、地域交流活動やスポーツ・文化活動への参加、雇用・就労支援、経済的自立の支援を推進します。

## ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
① 関係機関との連携支援体制の充実	関係機関の連携体制の推進	○	○
	切れ目ない支援体制の整備	○	○
② 社会のバリアフリー化の推進	生活環境の整備	○	○
	情報提供体制の充実	○	○
	障がい者福祉への意識啓発活動の推進	○	○
③ 地域生活支援の充実	相談支援体制の充実	○	○
	社会参加の促進	○	○
	就労支援の推進	○	○

### 3-5 生活困窮者福祉の充実

#### ■ 現況と課題

本町では、町社会福祉協議会が中心となり、生活に困っている世帯に対して「受け身ではない積極的なアウトリーチ型の支援」を行うため、平成30年5月に「食材宅配型フードバンクどうぞ便」を開始しており、令和2年12月時点の利用者は、65世帯221人と、開始当時の2倍を超えました。対象世帯ごとに配達を担当を決めたことで、直接会話を重ね寄り添うことで信頼関係が築かれ、必要に応じて行政や関係機関と連携し、訪問個別支援や相談支援により、困りごとの解決につながっています。

また、町では、子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成31年3月に「三股町子どもの未来応援計画」を策定しました。

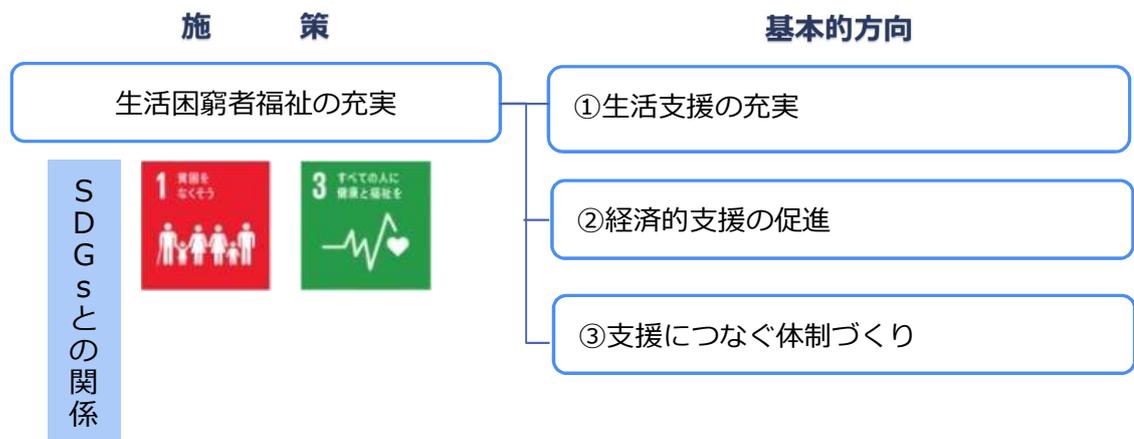
また生活困窮者自立支援法に基づき、令和2年度から生活困窮者自立相談支援事業に取り組んでいます。「自立相談支援窓口」を設け、生活困窮者の状況に応じて必要な情報の提供及び助言、県南部福祉こどもセンターとの連絡調整による連携支援等を行っています。

このように生活困窮者に対する困窮の重篤化及び貧困の連鎖を早期の段階で断ち切り、自立に向けた支援を推進します。

#### ■ 施策の視点

生活に困難を有する人の自立に向けた支援に取り組みます。

#### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ① 生活支援の充実

日常の生活で困難を有する子育て世帯等の生活環境を確保するため、三股町社会福祉協議会と連携し、月1回無料で食材を提供するアウトリーチ型のフードバンク事業「どうぞ便」を実施します。

また、町内で活動する民間団体のフードバンクの取組について、積極的な情報提供及び運営支援を行います。

### ② 経済的支援の促進

経済的な課題を有する生活保護世帯や非課税世帯の負担を軽減するため、保育所や認定こども園、幼稚園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。

また、生活困窮者の生活を下支えする支援制度等について、積極的に情報提供を行いながら、経済面での支援を促進します。

### ③ 支援につなぐ体制づくり

生活困窮者の自立に向けた相談支援体制の充実を図るため、三股町社会福祉協議会と連携して「自立相談支援窓口」を設置します。

また、県南部福祉こどもセンターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センター等と連携し、生活困窮者からの相談に適切に対応できる包括的な相談支援体制を構築します。

さらに、生活困窮者からの相談を適切な対応に結びつけるため、職員の各種研修会への参加を促進するなど、資質の向上に努めます。

## ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
① 生活支援の充実	「どうぞ便」の実施	○	○
② 経済的支援の促進	保育料の負担軽減	○	○
	各種支援事業に関する情報提供の推進	○	○
③ 支援につなぐ体制づくり	自立相談支援窓口の設置	○	○
	包括的な相談支援体制の構築	○	○
	職員の資質向上の推進	○	○

### 3-6 ひとり親家庭等福祉の充実

#### ■ 現況と課題

厳しい経済状況を背景にした低所得や不安定な就労形態等は、ひとり親家庭等における経済的環境に大きく影響しており、子育てに対する不安感や負担感の増大、ひいては子どもの育ちにも波及しています。

ひとり親家庭等が増加する中、子どもの健やかな成長とそれを支える家族全体の安定を目指し、現在まで拡充を進めている自立を図るための就労支援や家計負担軽減のための経済的支援をはじめ、ひとり親家庭等に対する総合的な支援策に、関係機関が連携の下、引き続き取り組むことが求められます。

#### ■ 施策の視点

ひとり親家庭等への適切な経済支援と自立促進に取り組みます。

#### ■ 施策の体系



#### ■ 施策の基本的な方向

##### ① 就労支援の充実

就労支援については、県南部福祉こどもセンター、県母子家庭等就業自立支援センター、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、支援の充実に努めます。

##### ② 経済的支援の促進

ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、引き続き、医療費助成事業による中学卒業までの無償化・現物給付化に取り組みます。

また、母子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等について、積極的に情報提供を行いながら、適切な貸付・給付事務の実施により、経済面での支援を促進します。

### ③ 子育て・生活支援の推進

子育てや仕事で困難に直面しやすいひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、家庭生活支援員による一時的な生活援助や保育サービス等を行う日常生活支援事業を実施します。

### ④ 相談体制の充実

ひとり親家庭等の有する様々な悩みや課題に、きめ細やかに対応できるよう、総合的な相談体制を整備するとともに、広報・情報提供の充実に努めます。

## ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①就労支援の充実	県や関係機関との連携強化	○	○
	就労支援に関する情報提供の充実	○	○
②経済的支援の促進	乳幼児及び小・中学生の医療費助成	○	○
	各種貸付制度に関する情報提供の推進	○	○
③子育て・生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	○	○
③相談体制の充実	総合的な相談体制の整備	○	○

### 3-7 健康づくりの推進と地域医療体制の維持

#### ■ 現況と課題

近年、生活習慣の変化により糖尿病、循環器疾患、がんなどの生活習慣病が、健康寿命を阻害する要因となっており、医療費の増大にも影響しています。

生活習慣病等の発症や重症化予防のためには、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じて個人が生活習慣を見直し、改善に取り組めるよう、環境を整えていくことが求められます。

そのため本町では、平成 27 年度に健康増進計画「いきいきげんきみまた 21 (第 2 次)」を策定し、令和 2 年度に本計画の見直し(中間評価)を行いました。計画では、実現可能な目標を掲げ、その目標達成のため、住民や地域・行政がそれぞれの取組や支援を進め、健康づくりの推進を図っています。

また、すべての子どもが健やかに育つ社会を目指し、母子保健サービスに取り組んでいます。令和元年度には、「第 2 期三股町次世代育成支援行動計画(後期計画)」が「第 2 期子ども子育て支援事業計画」と合わせて策定され、子育て支援分野とより緊密な連携を図っています。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、住民の健康や生活に多大な影響を及ぼす新たな感染症についても、状況に応じて迅速に対応できるような体制づくりが重要です。

#### ■ 施策の視点

生涯を通じた自主的な健康づくりの活動を推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。

#### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ① ライフステージを通じた健康づくりの推進

近年では、糖尿病・循環器疾患・がんなどの生活習慣病が死因の多くを占め、日々の生活習慣の改善など発症する前の予防が重要です。

幼児期から好ましい生活習慣の形成や、壮年期からの健康づくりと介護予防の一体的な取組など、ライフステージを通じた健康づくりを進めます。健康増進計画「いきいきげんきみまた2 第2次（後期計画）」をもとに、住民主体の健康づくりの取組を推進します。

地域コミュニティを活用し、健康無関心層を含め、住民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境を整備します。

### ② 生活習慣病・がん予防対策の推進

特定健診や特定保健指導、がん検診の受診率の向上を図ります。個人インセンティブ付与（健康づくり行動をポイント化する等）や地域コミュニティなどを活用し、健康無関心層を含めた対策を推進します。

重症化予防を進めるため、国民健康保険で策定された保健事業実施計画（データヘルス計画）と連動した特定健診の実施や保健事業の推進を図ります。

高齢期の特性を踏まえた介護予防と保健事業の一体的な取組を進めます。

### ③ 母子保健対策の推進

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を、子育て世代包括支援センターを中心に進めます。子育て世代包括支援センターやさまざまなサービスの利用促進のため、世代の特性を踏まえた情報ツールの活用や、保育などの子育て支援と連携した情報発信などの工夫を行います。

健診や相談などの事業を充実させ、妊産婦や子育て中の保護者の孤立感や不安の軽減を図り、子どもの健やかな発育・発達を促します。

### ④ 感染症の予防対策

定期予防接種の勧奨を行い、接種率の向上、感染予防・拡大予防を図ります。

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を講じ、発生予防や発生後の迅速な対応のための意識の向上、生活環境の充実・各関係機関との情報交換や連携体制を構築し、安心安全な地域社会づくりに努めます。また、「三股町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「三股町業務継続計画」を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症の発生に備えます。

## ⑤ 地域医療の維持

近隣市との連携により休日夜間の救急医療体制を整備し、安心して診療が受けられる地域医療体制の維持を図るとともに、適正受診の啓発に努めます。

また、関係機関や団体等と連携し、健(検)診、人間ドック等の予防医療の推進に取り組みます。

献血事業について、住民の認識を深め、地域や事業所などの協力を得ながら、事業の推進を図ります。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①ライフステージを通じた健康づくりの推進	健康意識の啓発	○	○
	健康づくりの拡大・定着化	○	○
②生活習慣病・がん予防対策の推進	各種検(健)診、及び特定保健指導の推進	○	○
	健康教育・健康相談の充実	○	○
③母子保健対策の推進	健康診査の充実、未受診者対策の推進	○	○
	家庭訪問や相談等の子育て支援の充実	○	○
④感染症の予防対策	感染症予防の啓発活動推進	○	○
	予防接種の効果的な体制づくり	○	○
	感染症発生時の情報提供や迅速な対応	○	○
⑤地域医療の維持	近隣市と連携した医療体制の整備・充実	○	○
	予防医療の推進	○	○
	休日急患、救急医療体制の維持	○	○
	献血事業の推進	○	○

### 3-8 社会保障制度の適切な運営

#### ■ 現況と課題

少子高齢化が進展する中、社会保障制度の適正な運営は、健康で安心して生活できる町民生活に必要なものになっています。

国民皆保険制度の根幹を支える国民健康保険は、被保険者数が減少傾向にあります。高年齢者の増加や医療技術の高度化により医療費は年々増加し、国保財政を圧迫している状況です。この増え続ける医療費を抑制することは、差し迫った課題であり、町民一人ひとりの健康づくりへの意識高揚と健康づくり活動を促進していきながら、資格及び給付の適正化、レセプト点検業務の充実等の医療費抑制対策を実施しています。

平成 30 年度から国民健康保険改革により国民健康保険運営の都道府県単位化が始まり、財政運営の責任主体が宮崎県に移行しました。そのため、宮崎県と三股町が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や効率化を進めていきます。

国民年金については、若年層を中心とした年金に対する関心の低さ等により、保険料納付率の低下と未加入者の増加などの課題があります。このことは、将来的に低年金者や無年金者が増加することが懸念されます。分かりやすい情報提供により年金の加入推進と保険料未納防止に努めていきます。

#### ■ 施策の視点

各制度の円滑な実施と適正な運用に努めます。

#### ■ 施策の体系



## ■ 施策の基本的な方向

### ① 国民健康保険の健全化

国民健康保険資格及び給付の適正化、レセプト点検業務の充実及び国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上に取り組みます。

国民健康保険運営の都道府県単位化については、県と協議しながら円滑な運営を進めていきます

### ② 国民年金制度の適正な運営

無年金者を防ぎ、町民の福祉の向上と老後の生活の安定を図るため、国民年金未加入者への勧奨をはじめ、保険料の納付督促や口座振替等を促進し、納付困難者への免除申請等の周知に取り組みます。

また、国民年金制度への理解の促進を図るため、広報活動や相談業務の充実に努めます。

## ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①国民健康保険の健全化	国民健康保険資格・給付の適正化	○	○
	レセプト点検業務の充実	○	○
	国民健康保険税の適正賦課・収納率の向上	○	○
	国民健康保険運営の県への円滑な運営	○	○
②国民年金制度の適正な運営	未加入者への勧奨	○	○
	保険料の納付督促・口座振替の促進	○	○
	納付困難者への免除申請等の周知・促進	○	○
	広報活動・相談業務の充実	○	○
	年金制度への理解の促進	○	○